

植物防疫法に基づく登録検査機関に対する不利益処分に係る処分基準

令和5年8月1日 5消安第2512号
農林水産省消費・安全局長通知

植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）第10条の2から第10条の18までの登録検査機関に係る規定に基づく不利益処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準及び当該処分の実施については、法に定めるもののほか、この通知に定めるとおりとする。

（適合命令等）

- 第1 登録検査機関が法第10条の4第1項各号に掲げる要件のいずれかに適合していないことが確認されたときは、法第10条の13に基づく適合命令（以下「適合命令」という。）を行うものとする。
- 2 登録検査機関が法第10条の7の規定に違反して正当な理由なく検査を行わず、又は登録検査機関が行う検査の方法が適当でないことが認められた場合には、法第10条の14第1項に基づく改善命令（以下「改善命令」という。）を行うものとする。ただし、悪質性又はその結果の重大性の程度によっては、法第10条の15第2項に基づく業務停止命令（以下「業務停止命令」という。）を行うものとする。
- 3 法第10条の9第1項に基づく認可をした業務規程が検査業務の公正な実施上不適当となったと認められたときは、法第10条の14第2項に基づく業務規程の変更命令（以下「業務規程の変更命令」という。）を行うものとする。
- 4 登録検査機関が法第10条の15第2項各号のいずれかに該当するときは、業務停止命令を行うものとする。ただし、当該登録検査機関が法第10条の7の規定に違反した場合であって、改善命令を行うときは、この限りでない。
- 5 1から4までに該当する事実が確認された場合であっても、消費・安全局長が法第10条の4第1項各号の規定に適合するため必要な措置を取るべきこと又は業務の改善、再発防止の徹底その他の必要な事項を指導し、適切に適合若しくは改善が図られ、若しくは図られることが確実であると認めるときは、適合命令、改善命令、業務規程の変更命令及び業務停止命令は行わないものとする。
- 6 適合命令を行う場合にあっては様式第1号を、改善命令を行う場合にあっては様式第2号を、業務規程の変更命令を行う場合にあっては様式第3号を、業務停止命令を行う場合にあっては様式第4号を用いて、登録検査機関に通知するものとする。
- 7 業務停止命令を行う場合の業務停止期間については、当該違反行為の悪質性や結果の重大性の程度を勘案して判断するものとする。
- 8 業務停止命令を行った場合は、法第10条の15第4項の規定に基づきその旨を公示するものとする。

（登録の取消し）

- 第2 法第10条の15の規定に基づく登録の取消し（以下「登録の取消し」という。）については、登録検査機関が法第10条の3各号のいずれかに該当すると確認された場合のほか、次のいずれかに該当すると確認された場合に行うものとする。

- (1) 登録検査機関が、法第 10 条の 15 第 2 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する場合であって、改善の見込みがないとき。
 - (2) 登録検査機関が、不正の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。
 - (3) 登録検査機関が、正当な理由がないのに、その登録を受けた日から 1 年を経過してもなおその検査業務を開始せず、又は 1 年以上継続してその検査業務を停止したとき。
- 2 登録の取消しを行う場合にあっては、様式第 5 号を用いて通知するものとする。
 - 3 登録の取消しを行った場合は、法第 10 条の 15 第 4 項の規定に基づきその旨を公示するものとする。

附 則

この要領は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

登録検査機関の適合命令通知書

(名 称)

(代表者氏名)

下記の理由により、植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 10 条の 4 第 1 項 号に掲げる要件に適合していないため、同法第 10 条の 13 の規定に基づき 年 月 日までに同号に適合するために必要な措置をとることを命じます。

記

〔理 由〕

年 月 日

農 林 水 産 大 臣

(教示)

この処分に不服がある場合には、

- 1 この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に農林水産大臣に審査請求をすること

及び

- 2 国を被告として、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に処分の取消しの訴えを提起することが出来ます。

登録検査機関の改善命令通知書

(名 称)

(代表者氏名)

下記の理由により、 年 月 日までに（☐検査 ☐改善に必要な措置）を実施することを、植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 10 条の 14 第 1 項の規定に基づき命じます。

記

〔理 由〕

年 月 日

農 林 水 産 大 臣

(教示)

この処分に不服がある場合には、

1 この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に農林水産大臣に審査請求をすること

及び

2 国を被告として、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

登録検査機関の業務規程変更命令通知書

(名 称)

(代表者氏名)

下記の理由により、 年 月 日までに植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 10 条の 9 第 1 項により認可した業務規程を変更することを、同法第 10 条の 14 第 2 項の規定に基づき命じます。

記

〔理 由〕

年 月 日

農 林 水 産 大 臣

(教示)

この処分に不服がある場合には、

- 1 この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に農林水産大臣に審査請求をすること

及び

- 2 国を被告として、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に処分の取消しの訴えを提起することが出来ます。

検査業務の全部又は一部停止命令通知書

(名 称)

(代表者氏名)

下記の理由により、植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 10 条の 15 第 2 項の規定に基づき、期間検査業務を（☐全部 ☐一部）停止することを命じます。

記

〔 理 由 〕

〔 業 務 停 止 期 間 〕

〔停止する検査業務〕

年 月 日

農 林 水 産 大 臣

(教示)

この処分に不服がある場合には、

- 1 この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に農林水産大臣に審査請求をすること
及び
- 2 国を被告として、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

登録検査機関の登録の取消通知書

(名 称)

(代表者氏名)

下記の理由により、植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 10 条の 15 第 項（第 号）の規定に基づき、同法に基づく登録検査機関の登録を取り消します。

記

〔取消理由〕

年 月 日

農 林 水 産 大 臣

（教示）

この処分に不服がある場合には、

1 この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に農林水産大臣に審査請求をすること

及び

2 国を被告として、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に処分の取消しの訴えを提起すること

ができます。